

【仕様書担当者】 運用仕様書 (機能) 05 収納管理			測定地方種別 編成要件					標準化候補検討		納品員 町前ご意見 (納約)	
機能名称	仕様書たき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)
4. 滞納処理											
4.1. 延滞金管理											
4.1.1.	延滞金管理	延滞金の情報及び計算結果、計算内容(計算式)を管理(参照、登録)できること。	【収録情報登録】 17. 延滞金未納者一覧表のCSVが出力できること	9.8 市税条例及び地方税法に規定されたおりの延滞金が計算できる。 9.8 時効日で抽出し、抽出された該当について一括で延滞金をなくすることができる				197. 税額、納付日、申告日、申告種別等から延滞金が算定でき、計算内訳が表で表示できること。	延滞金の情報及び計算結果、計算内容(計算式)を管理(参照、登録、修正、削除)できること。	法令に基づいて延滞金を徴収するため、延滞金の管理/計算を実施する必要があるため、必須機能と考えます。	<検討事項> ①その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか
4.1.2.	延滞金計算	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 なお、延滞金について収入日ではなく、納付日(領収日)で計算できること。 指定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。再計算の結果、延滞金の額が納付済額より大きくなった場合は過払額とできること。 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。	【内容変更・延滞金計算】 18. 金額の変更ができ、延滞金の即時計算を行えること。監視、延滞金のみの納付書の発行ができること。	9.8 確定延滞金を変更できる。 9.8 延滞金計算を停止できる。	194. 賦課からのデータを基にして納期前延滞金が計算でき、徴収できること。 195. 確定延滞金の計算において、税法に則った正しい計算ができること。	35. 賦課情報の修正等により、延滞金額の変更がありうる場合は、延滞金の再計算を行い、延滞金額を修正すること。 36. 延滞金額の変更により、延滞金納付額が再計算した延滞金額定額以上になった場合は、差額を過納額とすること。 39. 消し込みにより、延滞金額定額が再計算されること。 69. 地方税法と関連法等に従い、延滞金額定額を再計算すること	194. 賦課からのデータを基にして納期前延滞金が計算でき、徴収できること。 195. 確定延滞金の計算において、税法に則った正しい計算ができること。	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 なお、延滞金について収入日ではなく、納付日(領収日)で計算できること。 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 本税未納の場合、計算延滞金を特定の計算日で固定できること。	同上 詳細な運用上の差異については右記に検討項目を記載しています。	<検討事項> ①基準日など、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか。 ②差額等による延滞金の再計算による自治体による独自性はありますか	
4.1.3.	試算	延滞金の賦課が入ることを、試算結果が記載された計算書を出力できること。	確定・収納状況 固定異動 46. 収入日を指定し、延滞金計算のシミュレーションを行え、延滞金明細書の発行が行えること。	9.8 試算日付を指定した上で延滞金の試算を行うことができる。 9.8 試算結果の内訳が記載された計算書を出力することができる			22. 延滞金計算の細目(計算の過程)が参照できること。		主に納税義務者向けの説明を目的とし、延滞金の管理/計算を実施する必要はないと考えます。		<検討事項> ①延滞金など、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか。 ②基準日など、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか
4.1.4.	基準日	延滞金は延滞金計算日から自動的に算出されること。また、延滞金計算日を任意に設定することもできること。	確定・収納状況 名寄せ収納状況 31. 延滞金は延滞金計算日から自動的に算出されること。また、延滞金計算日を任意に設定することもできること。(通常はシステム日付が自動的に設定されていること。)	9.8 確定延滞金を変更できる。 9.8 延滞金計算を停止できる。			23. 延滞金は、システム日付、指定日を選択して計算できること。また、任意の延滞金額に修正できること。	延滞金の計算が任意の基準日指定で可能なこと。	延滞金の起算日を任意指定する必要性について、検討したいと考えます。	<検討事項> ①基準日など、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか。 ②基準日指定の議論がなければ、4.1.2に統合する。	・4.1-2、4.1-3、4.1-4は一体として可。ただし延滞金計算日を任意に設定できることは必須。(当市では、督促状は、指定した日時点で延滞金を徴収した状態で作成しています。) 【備考】 たたき台としては4.1.2に統合する ・延滞金計算日は何を指すのか? 起算日という表記が正しいのはいらないか。 【事務】 起算日に訂正する
4.1.5.	申告税	申告税(法人市町村民税)の延滞金計算について、法令に則った正しい計算を行うことができること。	確定・収納状況 固定異動 46. 収入日を指定し、延滞金計算のシミュレーションを行え、延滞金明細書の発行が行えること。	9.8 試算日付を指定した上で延滞金の試算を行うことができる。 9.8 試算結果の内訳が記載された計算書を出力することができる			191. 申告税の延滞金計算について、税法に則った正しい計算を行うことができること。	191. 申告税の延滞金計算について、税法に則った正しい計算を行うことができること。	申告税の延滞金徴収を適切に行うために、延滞金の管理/計算を実施する必要があります。		<検討事項> ①延滞金など、申告税の延滞金計算について、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか
4.1.6.	確定延滞金	本税完納時に確定延滞金を算出し、請求対象者を抽出できること。 確定延滞金算出後であっても、固定異動が発生した場合、確定延滞金の再計算ができること。 本税が完納した場合、延滞金のみの徴収ができること。	【収録情報登録】 12. 延滞金計算、督促手数料計算が容易にできること。 110. 本税完納した場合に延滞金のみの徴収ができること。(確定延滞金対応) 13. 更正異動に対する確定異動を収納システムへ引き継ぐ際、本税(料)完納の期前データに対して確定延滞金の額を再計算する機能。 17. 納期以降の収納によって本税完納となった滞納(料)額で確定延滞金の再計算を行い、金額の差額があれば、確定延滞金額を更新することができること。 16. 本税が完納した場合、延滞金のみの徴収ができること。	9.8 確定延滞金を変更できる。 9.8 延滞金計算を停止できる。	その他異動 完納 110. 本税完納した場合に延滞金のみの徴収ができること。(確定延滞金対応) データ抽出機能 データ抽出機能 17. 納期以降の収納によって本税完納となった滞納(料)額で確定延滞金の再計算を行い、金額の差額があれば、確定延滞金額を更新することができること。 16. 本税が完納した場合、延滞金のみの徴収ができること。			30. 本税未納・延滞金のみ未納の表示ができること(何らかのサインを表示、不納欠損、時効、執行停止後追徴等の場合は、区別した表示。) 31. 確定延滞金の発生している期前の固定異動について、確定異動後確定延滞金が再計算できること。 32. 確定延滞金が500円以下の場合は延滞金の自動カットができること。その際、パラメタによりカットするかしないかを選択できること。(××市はカットしない、××市はカットする想定)	本税完納時に確定延滞金を算出し、未納・不足分について請求対象者を抽出できること。	適切に収納業務のため、確定延滞金の管理/計算を実施する必要があります。	<検討事項> ①延滞金など、請求対象者の抽出について、法令解釈にゆらぎがある部分はあるか
4.1.7.	期分との連動	実行停止対象者把握 12. 執行停止者を登録し、一覧を出力できること。税目、課税年度、期別ごと、執行停止事由を選択し、帳票が作成できること。	確定・収納状況 名寄せ収納状況 36. 延長・公示・停止・納期変更更新ができること。	9.8 実行停止事由を登録し、一覧を出力できること。税目、課税年度、期別ごと、執行停止事由を選択し、帳票が作成できること。			65. 領収日を選擇等を行った際に延滞金計算の基準日となる取立日情報(滞納管理システムから得られる連動データ(取立日情報))に上書きし、管理ができること。	徴収期予・換領の期予・執行停止に連動して延滞金を計算できること。	左記機能は延滞金加算の停止を想定していません。どのように計算されるか確認が必要と考えます。	<検討事項> ①滞納処分が延滞金の計算にどう反映されるべきか、詳細を確認。	a) B市: ・徴収期予、その事由により延滞金の全部又は1/2を免除 ・換領の期予、納期から1か月を経過した後の延滞金1/2を免除 ・滞納処分後の執行の停止、停止した期間の延滞金の全額を免除 ・地方税法第15条の9及び第20条の9第2項に定める延滞金の免除が定められており、これによる免除については自動計算することが必須(4.1.8も同様) b) D市: ・滞納処分期間における延滞金は1/2免除可能。(差押時時点で滞納税額等の全額に充足している場合) ・徴収期予・換領の期予一期間中は1/2又は全額免除 執行停止一全額免除 ※上記における1/2免除は特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合で延滞金を計算するのと同様。 c) E市: ①滞納処分が延滞金計算に正しく反映されることが必要。 ・差押時中延滞金を1/2、徴収期予期間中延滞金を全免とした場合等において、延滞金の計算過程および延滞金結果について適切に延滞金が計算できること。滞納処分から延滞金の計算に必要な日付情報を連携し、計算過程に反映できるようにすること。 d) F市: ・徴収期予(地方税法第15条の9第1項、第2項など)、換領の期予(同)、財産差押等による延滞金の免除(同法第19条の9第4項)の場合において、延滞金の利率が変更されるため、現在適用しているシステムでは対応できていないので、各職員が変更後の利率をもとに延滞金を再計算している。詳細は法文をご確認ください。繰上徴収した場合には、延滞金の起算日(滞納処分)から起算日(滞納処分)までの期間に適用している。 e) K市: ・繰上による変更延滞金-14.6%期間が2分1又は特例基準割合、徴収期予・換領の期予・執行停止とそれぞれ期間の減少などで、終了、取消しは延滞金の加算が必要で、また徴収期予・換領の期予は2分の1(又は特例基準割合)の減少もあります。この場合(要件の考え方・機能)の延滞金加算の停止に対応できるように。 【備考】 B市記載の内容をたたき台に追加する。 【備考】 滞納システムからの連動と自動計算をオプションとする。

【仕様書訂正委員会】標準仕様書（機能）05 収納処理		高度地方団体-編成要件							標準化候補検討		納税員 町町ご意見（納税）	
機能名称	仕様書訂正の概要	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点A)	検討項目（論点B)	
4.1.8	延滞金減免処理	延滞金及び計算延滞金について、延滞金減免処理（全額・低率減免）ができること。							確定延滞金及び計算延滞金について、延滞金減免処理（全額・低率減免）ができること。	延滞金を減免するケースがあると想定していますが、現段階で必須・オプションの判断がつかずません。	<p><検討事項></p> <p>①延滞金の減免について標準的な運用方法を検討する必要があります。自治体独自の減免があるか、要確認。</p> <p>②延滞金減免を収納側・滞納側どちらで処理することを前提としているか？当市では延滞金減免については、滞納側で処理を行っているため、滞納側から収納側へ延滞金減免の計算は必要な情報を連携し、計算過程に反映出来るようにすることが必要となる。（滞納側で延滞金の全免、1/2減免、期間中全免、期間中1/2減免を入力減免率および期間を選択し収納側でも延滞金の計算過程に反映）(H市)</p> <p>③オプションでよいと考えますが、対象者の確定延滞金の修正が全て一括登録できることが必要と考えます。(H市)</p> <p>④オプションにより考えますが、対象者の確定延滞金の修正が全て一括登録できることが必要と考えます。(H市)</p> <p>⑤前項の各免除のほか、執行停止による免除も行っている（地方税法15条の9第1項）(I市)</p> <p>⑥災害等により滞りになったもの。(H市)</p> <p>⑦収納側執行停止に対して、例えば災害などによる損失を受けた場合や失職などを理由に（全額）減免する規定を設けていますが、おそくどの自治体にも定められていると思いませんし、それと決定的な差があるとは思いません。(I市)</p> <p>⑧自治体の条例による減免もあると思いますが、本市では条例で災害・避難、事業損失、事業廃止、疾病・死亡、失業、生活扶助等あり、必須かどうかはわかりませんがオプションでの対応は必要と考えます。(K市)</p> <p>【備考】減免の減免は4.1.7に準拠。条例に基づき減免は本項。その他修正は4.1.10(納税員)で対応。また延滞金に、条例に基づき減免に該当する旨を追加する。</p> <p>【備考】「延滞金の修正が必須」(H市)</p> <p>⇒4.1.2(延滞金計算)で、手動で延滞金計算後は確定拠出金に付て延滞金が自動で修正されないようにするとともに、自動修正されなかったリストを出力できるようにする（標準）。</p>	
4.1.9	延滞金計算更新	延滞金計算結果を毎年ごとに設定できること。							延滞金計算率についても毎年ごとに設定されること。	左記機能は延滞金計算率が年度で変更されることと前提としてあります。利用ケースを確認させてください。	<p><検討事項></p> <p>①延滞金計算率の設定が必要か</p> <p>②延滞金計算率の更新</p> <p>③延滞金の割合は、税法で定める事と各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する特別基準割合と比較し低い方を適用するものであるため、毎年この設定は必須。(H市)</p> <p>④必要。毎年、財務大臣が告示する割合が変更になる可能性があるため。(H市)</p> <p>⑤年度でなく(1〜12月)毎に設定できる機能が必要。たまたま設定しているとして必ず必須機能として必要。(H市)</p> <p>⑥特別基準割合は年度でなく年単位で変更される。毎年での設定は必須。(H市)</p> <p>⑦年度でなく、延滞率ごとに期間を指定して設定できるように考えます。(H市)</p> <p>⑧特別基準割合が毎年財務大臣により告示されることにより、1年に1度変更の可能性があるため、記載したものです。年ごとの期限設定でも問題はありません。(H市)</p> <p>⑨特別基準割合を毎年ごと設定し、その割合を適用して計算ができること。還付加算金についても還付加算金特別基準割合により計算できること。(K市)</p> <p>【備考】毎年及び期間設定で延滞金計算率を設定、という記載とし、必須とする</p>	
4.1.10	職種修正	延滞金計算結果について、職種による修正ができること。	【就業情報登録】15 システムで計算した延滞金を直接修正できること。						91 延滞金固定額を、オンライン入力で修正する機能があること	93 完結データについて、職種がある担当者が確定延滞金を直接修正できること。	<p>業務上の判断などにより、システムで計算された延滞金を強制的に変更するケースを想定しています。</p> <p><検討事項></p> <p>①延滞金計算率の設定が必要か</p> <p>②延滞金計算率の更新</p>	<p>必須機能であるとの認識。修正したことが画面上で確認できることも必要である。（職種による修正をした明細としない明細が別記できるようにフラグ等。）(E市)</p> <p>【標準】画面要件であるため、標準化対象範囲外。</p> <p>また修正した明細について、本税の更正があった場合自動的に修正されないようにし、気づきリストのようなものが出力されること。(E市)</p> <p>【標準】上記のチェックリストについては標準化対象範囲外の納税員にも適用。</p> <p>【備考】他の納税員の意見も踏まえ、必須又はオプションで通知。</p>
4.2	督促処理	納期前日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある収納情報のうち、督促状が未発行であるものを抽出して、督促状の引き置き処理を一括で行う。発行除外条件が設定できること。	【督促状一括引】161 督促状の作成から発送までの期間に納付されたものを抽出し、督促状の引き置き処理を一括で行う。	9.2.4.1 執行停止者、連絡データ取込み済、死亡者については除外されていること	127 納期前日から指定期間以上経過している既納未納(と延滞金未納)がある収納情報のうち、督促状が未発行であるものを抽出して、督促状が未発行であるものを除外すること	133 徴収猶予は督促状を発生しないこと 134 経上徴収は督促状を発生しないこと 135 コンビニ連携、連携があるが、未納込みであるものを除外すること	167 滞納管理システムから連携された徴収猶予や納付済等の設定があるものについて、督促状・催告発行をオンラインまたは一括で削除できること。	170 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	以下の抽出条件により督促対象となる未納分を抽出できること。	督促業務を適切に実施するための、対象者を抽出し、督促状の発行条件を設定する必要がある。ただし、督促状の発行条件、除外条件とは、自治体ごとに差異が大きいため考えられ	<p><検討事項></p> <p>①督促・除外条件のバリエーションについての検討</p> <p>②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>1) 【標準】「発行除外条件」ではなく、「抽出除外条件」に訂正する</p> <p>【標準】抽出条件・抽出除外条件について、納税員においてバリエーションが多くなるため、標準化して実施し、必要とする。抽出除外条件は、納期前日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発行、督促停止</p> <p>【標準】通知（仮消込）額を含めた状態で未納の計算をすることで簡便にする</p> <p>2) 督促状の発行管理については、徴収の猶予対象者の除外やその他の情報を滞納管理上の差異要件、滞納管理等に利用することから滞納管理システムで行うことが標準であると考えます。また、抽出機能としては、分別的は見合わせる法的機能を持たないで条件から外すべきと考えます。執行停止はいろいろな判断があると思うが、法令上督促状を出さないことが明記されていない以上、それら条件から除外する必要がある。代わりには除外除外フラグ管理することが適当と考えます。(H市)</p> <p>【標準】収納システムで実装していることが多くと想定されるが、他の納税員はどうだろうか</p> <p>3) a) 抽出データを抽出する対象者（外字や折角、点字対応など、署名システムの中で処理できない事情がある対象者）をリストとして抽出し、抽出出力できる機能。(E市)</p> <p>⇒【標準】メタ機能で入力することとし、荷役者のリスト出力を行うことと対応する。</p> <p>⇒【標準】外字は、出力されることを前提とする。共通機能として定義する。</p> <p>⇒折角等は、抽出除外の理由として、該当データはフル出力とするよう共通機能で定義する。</p> <p>c) 抽出データの保管機能が備わっていること (K市)</p> <p>【標準】データでの抽出 (CSV) を通知する。</p>
4.2.1	対象抽出処理	指定された期別または義務者について督促状発行停止ができること。	161 指定した科目・年度に該当する固定に対して、現時点で行った催行済収納状況の一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。	9.2.4.1 期別、科目、期別を特定した上で、税目・期別に督促状を出力することができること。	127 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	133 徴収猶予は督促状を発生しないこと 134 経上徴収は督促状を発生しないこと 135 コンビニ連携、連携があるが、未納込みであるものを除外すること	167 滞納管理システムから連携された徴収猶予や納付済等の設定があるものについて、督促状・催告発行をオンラインまたは一括で削除できること。	170 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	以下の抽出条件により督促対象となる未納分を抽出できること。	督促業務を適切に実施するための、対象者を抽出し、督促状の発行条件を設定する必要がある。ただし、督促状の発行条件、除外条件とは、自治体ごとに差異が大きいため考えられ	<p><検討事項></p> <p>①督促・除外条件のバリエーションについての検討</p> <p>②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>1) 【標準】「発行除外条件」ではなく、「抽出除外条件」に訂正する</p> <p>【標準】抽出条件・抽出除外条件について、納税員においてバリエーションが多くなるため、標準化して実施し、必要とする。抽出除外条件は、納期前日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発行、督促停止</p> <p>【標準】通知（仮消込）額を含めた状態で未納の計算をすることで簡便にする</p> <p>2) 督促状の発行管理については、徴収の猶予対象者の除外やその他の情報を滞納管理上の差異要件、滞納管理等に利用することから滞納管理システムで行うことが標準であると考えます。また、抽出機能としては、分別的は見合わせる法的機能を持たないで条件から外すべきと考えます。執行停止はいろいろな判断があると思うが、法令上督促状を出さないことが明記されていない以上、それら条件から除外する必要がある。代わりには除外除外フラグ管理することが適当と考えます。(H市)</p> <p>【標準】収納システムで実装していることが多くと想定されるが、他の納税員はどうだろうか</p> <p>3) a) 抽出データを抽出する対象者（外字や折角、点字対応など、署名システムの中で処理できない事情がある対象者）をリストとして抽出し、抽出出力できる機能。(E市)</p> <p>⇒【標準】メタ機能で入力することとし、荷役者のリスト出力を行うことと対応する。</p> <p>⇒【標準】外字は、出力されることを前提とする。共通機能として定義する。</p> <p>⇒折角等は、抽出除外の理由として、該当データはフル出力とするよう共通機能で定義する。</p> <p>c) 抽出データの保管機能が備わっていること (K市)</p> <p>【標準】データでの抽出 (CSV) を通知する。</p>
4.2.2	督促停止	指定された期別または義務者について督促状発行停止ができること。	161 指定した科目・年度に該当する固定に対して、現時点で行った催行済収納状況の一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。	9.2.4.1 期別、科目、期別を特定した上で、税目・期別に督促状を出力することができること。	127 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	133 徴収猶予は督促状を発生しないこと 134 経上徴収は督促状を発生しないこと 135 コンビニ連携、連携があるが、未納込みであるものを除外すること	167 滞納管理システムから連携された徴収猶予や納付済等の設定があるものについて、督促状・催告発行をオンラインまたは一括で削除できること。	170 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	以下の抽出条件により督促対象となる未納分を抽出できること。	督促業務を適切に実施するための、対象者を抽出し、督促状の発行条件を設定する必要がある。ただし、督促状の発行条件、除外条件とは、自治体ごとに差異が大きいため考えられ	<p><検討事項></p> <p>①督促・除外条件のバリエーションについての検討</p> <p>②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>1) 【標準】「発行除外条件」ではなく、「抽出除外条件」に訂正する</p> <p>【標準】抽出条件・抽出除外条件について、納税員においてバリエーションが多くなるため、標準化して実施し、必要とする。抽出除外条件は、納期前日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発行、督促停止</p> <p>【標準】通知（仮消込）額を含めた状態で未納の計算をすることで簡便にする</p> <p>2) 督促状の発行管理については、徴収の猶予対象者の除外やその他の情報を滞納管理上の差異要件、滞納管理等に利用することから滞納管理システムで行うことが標準であると考えます。また、抽出機能としては、分別的は見合わせる法的機能を持たないで条件から外すべきと考えます。執行停止はいろいろな判断があると思うが、法令上督促状を出さないことが明記されていない以上、それら条件から除外する必要がある。代わりには除外除外フラグ管理することが適当と考えます。(H市)</p> <p>【標準】収納システムで実装していることが多くと想定されるが、他の納税員はどうだろうか</p> <p>3) a) 抽出データを抽出する対象者（外字や折角、点字対応など、署名システムの中で処理できない事情がある対象者）をリストとして抽出し、抽出出力できる機能。(E市)</p> <p>⇒【標準】メタ機能で入力することとし、荷役者のリスト出力を行うことと対応する。</p> <p>⇒【標準】外字は、出力されることを前提とする。共通機能として定義する。</p> <p>⇒折角等は、抽出除外の理由として、該当データはフル出力とするよう共通機能で定義する。</p> <p>c) 抽出データの保管機能が備わっていること (K市)</p> <p>【標準】データでの抽出 (CSV) を通知する。</p>
4.2.3	督促状作成	抽出した対象者をもとに、督促状の出力ができること。	161 指定した科目・年度に該当する固定に対して、現時点で行った催行済収納状況の一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。	9.2.4.1 期別、科目、期別を特定した上で、税目・期別に督促状を出力することができること。	127 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	133 徴収猶予は督促状を発生しないこと 134 経上徴収は督促状を発生しないこと 135 コンビニ連携、連携があるが、未納込みであるものを除外すること	167 滞納管理システムから連携された徴収猶予や納付済等の設定があるものについて、督促状・催告発行をオンラインまたは一括で削除できること。	170 督促状・催告作成後、督促状・催告発行済サインをオンラインまたは一括で削除できること。	以下の抽出条件により督促対象となる未納分を抽出できること。	督促業務を適切に実施するための、対象者を抽出し、督促状の発行条件を設定する必要がある。ただし、督促状の発行条件、除外条件とは、自治体ごとに差異が大きいため考えられ	<p><検討事項></p> <p>①督促・除外条件のバリエーションについての検討</p> <p>②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>1) 【標準】「発行除外条件」ではなく、「抽出除外条件」に訂正する</p> <p>【標準】抽出条件・抽出除外条件について、納税員においてバリエーションが多くなるため、標準化して実施し、必要とする。抽出除外条件は、納期前日から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発行、督促停止</p> <p>【標準】通知（仮消込）額を含めた状態で未納の計算をすることで簡便にする</p> <p>2) 督促状の発行管理については、徴収の猶予対象者の除外やその他の情報を滞納管理上の差異要件、滞納管理等に利用することから滞納管理システムで行うことが標準であると考えます。また、抽出機能としては、分別的は見合わせる法的機能を持たないで条件から外すべきと考えます。執行停止はいろいろな判断があると思うが、法令上督促状を出さないことが明記されていない以上、それら条件から除外する必要がある。代わりには除外除外フラグ管理することが適当と考えます。(H市)</p> <p>【標準】収納システムで実装していることが多くと想定されるが、他の納税員はどうだろうか</p> <p>3) a) 抽出データを抽出する対象者（外字や折角、点字対応など、署名システムの中で処理できない事情がある対象者）をリストとして抽出し、抽出出力できる機能。(E市)</p> <p>⇒【標準】メタ機能で入力することとし、荷役者のリスト出力を行うことと対応する。</p> <p>⇒【標準】外字は、出力されることを前提とする。共通機能として定義する。</p> <p>⇒折角等は、抽出除外の理由として、該当データはフル出力とするよう共通機能で定義する。</p> <p>c) 抽出データの保管機能が備わっていること (K市)</p> <p>【標準】データでの抽出 (CSV) を通知する。</p>

機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	適用地方団体・適用要件					標準化候補検討		納税員 町前ご意見 (納税)
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・候補	検討項目 (論点)
										<p>3) 法人市民税については、事業年度だけでなく申告区分、課税年度も必要。(I市)</p> <p>【備考】 たたき台に追加する</p> <p>その他:</p> <p>a) 「口座振替対象者については振替不能事由が記載されること。」 一督促状の仕様では無く口座振替不能通知書の要件と整理される認識です。督促状が発表されること、口座振替不能通知書がでることでは滞納処分上、異なります。 基本には、督促状と督促不能通知書は別の様式で発行しています。(H市)</p> <p>【補遺】 他の納税員も同様の認識でしょうか? I市では振替不能事由の記載がある。 ⇒【課題】 K市でも必須ではないため、たたき台から削除する。(APPL10構築でも口座振替不能通知書発行すべき案件という認識)</p> <p>b) 督促状の運用に適用のバーコードを付加すること。(返戻となった日付、税目、通知書番号等が随分取れることが理想) (K市)</p> <p>【備考】 運用用のバーコードはたたき台運用オプション扱いにする</p> <p>c) 納税承認の際は、按分計算した額で督促状を出力できること。(その際は、事前入力が必要となる) (K市)</p> <p>【補遺】 納税の承認については、1.1.1.1にてAPPL10に納税承認、督促状の作成について、納税承認の要件として定義する際に、組織別に応じた督促状作成をオプションとして定義する。</p> <p>d) 外字対応 (K市)</p> <p>⇒【事務局】 共通要件として整理する</p> <p><確認事項> ⇒ 経自継続検査系付督促状とは納付書一体型の督促状か (D市の運用) ⇒ 運用していない</p>
4.2.4	引き抜き	督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、認定種変更になったもの、及び徴収済りになったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。引き抜き対象者について、督促状の取替情報も削除できること。			督促処理 督促状作成 128 督促状引取データ抽出し、督促状引取リストを作成できること。			171: 督促状・催告の作成から発送までの期間に納付・充当されたもの、種別変更になったもの、及び徴収済りになったものを抽出し、督促状・催告の引き抜き、差し替え対象リストが出力できること。 172: 引き抜き対象の種別は督促状・催告発行済済インを自動で削除できること。		<p>複数の納税員の仕様書に引き抜きに関する記載があります。引き抜きについては対象者抽出から発送までのタイムラグに納付・死亡があった場合を想定し、必須機能であると考えます。引き抜き条件について検討対象とします(右記)。</p> <p><検討事項> ① 引き抜き条件のバリエーションについての検討</p> <p>・コピペ納付済の振込データがあることも引抜き条件とすることを希望。想定される引き抜き条件(充当・仮消込含む)、認定変更(減額更正)、徴収済り、転居(転出)、その他特別な理由 (H市)</p> <p>・督促状の作成から発送までの期間に納付・充当されたもの、認定種変更となったもの、徴収済りとなったもの、宛名変更がされたもの、不付成コードを立てたものを抽出し、督促状引取リストが出力できること。(K市)</p> <p>【備考】 適用される引き抜き条件: 「督促状出力後、」発送までの期間に納付・充当、認定種変更、徴収済り、転居、宛名変更</p> <p>・引き抜き対象者の記事情報は督促状の管理情報(発送日等)のことでしょいか? そのうであれば表現を見直したほうがよいと考えます。(H市)</p> <p>【事務局】 交渉経過の認識の整理。</p> <p>・引抜き対象となった督促状は督促状発行済みのコードが自動的に削除できること。(K市)</p> <p>⇒【課題】 たたき台の記載を、引き抜き対象者の記事情報を「自動」削除できることとし、必須とする。</p>
4.2.5	督促手数料	督促を発送した対象者に対して、督促手数料を計算し、課税情報に登録できること。	14 督促手数料の削除が容易にできること 【督促手数料修正】 152: 督促手数料を削って削除・追加した場合は修正できること。(削って削除することも考えられるため追加も必要)		133: 督促状を発送した対象者へのみ督促料をつけることができること。 126: 督促対象データ抽出処理で作成された督促ファイルより、督促状を作成し、課税情報登録の督促発送日、督促手数料設定を更新できること			督促手数料を徴収していない自治体も多いと想定されるため、オプション機能と考えます。	<p><検討事項> ① 督促手数料の計算ロジックは、どのようなバリエーションがあるか。 <確認事項> ・督促手数料の削除とはどのような運用か (B市の運用)</p>	<p>① 督促手数料徴収せず (C市・E市・I市)</p> <p>・督促手数料の計算ロジック、・督促状発行後は手数料100円を徴収 (B市)</p> <p>・各種補正等に影響を及ぼす部分であり、等徴収していない自治体でも督促手数料があっても問題なく、現在は徴収していても過去に取戻していたところもあるため、標準とすることが望ましいと考えます。(H市)</p> <p>【備考】 たたき台はそのままとする。(課税が分かれるため) 削除機能も追加する。(下記のB市参照)</p> <p><確認事項> ・督促手数料の削除とはどのような運用か (B市の運用) ⇒ 督促手数料の削除は、督促状作成後、発行日までの期間での納付が確認できた場合に、課税情報から削除するもの</p>
4.2.6	督促状の発送管理・送付状況管理	督促状の発送履歴を管理(参照、修正)できること。発送履歴は記事情報として管理できること。科目、期間を指定して発送履歴を抽出できること。	9.2.4.1 システムで履歴の管理ができること		131 督促状を発送したことを収納情報に登録すること	165: 督促遅れ一覧及びデータが作成可能なこと。 170: 督促・催告停止者リストが作成できること。	督促状の発送情報(発送履歴、発送有無、発送日、収納済日、発送停止情報等)、送付状況(郵便戻り、公示送達、調査中)の管理(参照、登録、修正、削除)ができること。	督促の発布履歴は滞納処分課職となるため、督促状の発行状況を把握する必要があります。	<p><確認事項> ① 督促の記録として管理すべき情報項目は、中間標準レイアウト(納付履歴ファイル)で必要十分か</p>	<p>① 確定延滞金が発生した税目について、督促対象が本税なのか確定延滞金なのか、履歴で管理可能としたい。(E市)</p> <p>【補遺】 他の納税員でも必要か? 必要な場合、たたき台に追加 ・督促状の発送履歴は納付履歴ではなく課税に紐づけて管理することが望ましいと考える。(H市)</p> <p>【事務局】 そのような整理</p> <p>・督促状の作成履歴等の管理がシステム化されていること。(K市)</p> <p>【事務局】 4.2.3で対応</p> <p>・督促状不付成者リストが作成できること(不付成条件は、督促状が発行済みの場合、欠損の場合、繰上徴収している場合、不付成入力を行っている場合が該当する。用途は、死亡者、国外転出者等で不付成入力を行っている対象者に相続人並びに納税管理人等が設定された際に、不付成者リストから抽出し、再作成が可能となる)。(K市)</p> <p>⇒【課題】 4.2.3(督促状作成)に不付成者リスト作成の要件を追加する</p> <p>・徴収済り期間など何らかの事情につき未発付の督促状を税目・期別ごとに管理できること。 ・督促状の停止条件として法律で定められているのは、徴収済りと繰上徴収。(K市)</p> <p>⇒【課題】 4.2.2(督促停止)の条件に、徴収済りと繰上徴収(滞納からの滞納)を追加する。</p>